

## 別紙

(群馬県過疎地域持続的発展計画に該当する事項)

# 1 基本的な事項

## (1) 別紙の位置づけ

本別紙は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下、「法」という。）第9条に基づいて、県が実施する過疎対策事業の計画を定めた群馬県過疎地域持続的発展計画に位置づけられるものです。

令和7年3月14日付総務省自治行政局過疎対策室事務連絡「過疎地域持続的発展方針及び過疎地域持続的発展都道府県計画の効率的な策定について」において、過疎方針と過疎計画の一体的策定が可能となったことから、過疎方針を「ぐんま快疎化リーディングプラン」として策定し、同プランと重複する部分を省略したうえで、本別紙において過疎計画相当部分を定めるものです。

## (2) 地域の持続的発展のための基本目標

自然とともに快適に暮らし、都市にはない価値を生み出す「先進的な快疎社会」の実現に向けて、県と市町村が連携して条件不利性を克服し、人口減少の緩和、及び財政力の向上を図ることで、将来的に過疎卒業レベルの市町村を創出することを目指します。

※過疎卒業レベル市町村とは、過疎市町村のうち、人口要件（人口減少率）もしくは財政力要件（財政力指数）のいずれかが、法第2条第1項が定める基準（法施行時点）を上回っている市町村を指します。

## (3) 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度、県内過疎地域の人口や過疎対策事業の実施状況等を把握し、必要に応じて本計画の見直しを行うとともに、次期計画策定時に、群馬県過疎地域等活性化庁内連絡会等において、適切に評価・検証を行います。

## 2 分野別事業

### 1 移住・定住促進・地域間交流の促進、人材育成

#### (1) 自ら講じようとする措置

事業名	事業内容
ぐんま暮らし支援	<p>過疎山村地域をはじめ県内への移住希望者に対して一元的に情報提供を行う「ぐんま暮らし支援センター」を都内に設置するとともに、専任の相談員を配置して県内への移住を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○移住相談会・セミナーの開催</li> <li>○ぐんま暮らし推進連絡会議の開催</li> <li>○ぐんま暮らしの魅力を発信するホームページ「ぐんまな日々。」の運営</li> <li>○移住相談</li> <li>○地域の顔育成研修の開催</li> <li>○転職なき移住、ワーケーション、関係人口創出、二地域居住等に関する情報発信</li> </ul>
利根川水系上下流交流	<p>利根川上流にある群馬県と下流の東京都の人々が水源地域での交流を通じて、わたしたちの生活に欠くことのできない水を安心して利用していくための森林やダム役割を学びます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本県と東京都の住民の交流 (ダム見学、林業体験、自然観察会等)</li> <li>○啓発活動(ホームページ運営等)</li> </ul> <p>※その他、埼玉県が実施している上下流交流事業への協力を行います。</p>
地域おこし協力隊の活動・定住支援	<p>過疎地域をはじめとする地方への若者の移住・定着や地域の活性化に資する市町村の地域おこし協力隊の設置(活動、募集)を支援するとともに、起業・定住を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域おこし協力隊キックオフ研修会 全ての隊員を対象として、当該年度の研修会やイベント情報の共有を実施。</li> </ul>

	<p>○地域おこし協力隊初任者研修 主に1年目の隊員を対象として、隊員同士の情報共有の場とするための研修会を実施</p> <p>○地域おこし協力隊スキルアップ研修会 隊員の定住を支援するため2～3年目の隊員向けに任期終了後の起業・就職を視野に入れた研修会を実施</p> <p>○地域おこし協力隊交流研修会 隊員同士の横のつながりや連携強化を図るため交流に重点をおいた交流研修会を実施</p> <p>○市町村新任担当者研修会 新任の市町村担当者を対象として、地域おこし協力隊制度の概要説明や取り組むべき注意点等の共有を実施。</p> <p>○地域おこし協力隊導入支援セミナー 地域おこし協力隊の導入や導入後の円滑な運用を目指す市町村を支援するため、担当者向けのセミナーを実施</p> <p>○地域おこし協力隊募集相談会 県内市町村と地域おこし協力隊を志す若者達のマッチングを東京都で実施</p> <p>○地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業 隊員に専門的な知識や技能を有する者、また、隊員OB・OGから指導・助言を受ける機会の提供を支援</p> <p>○地域おこし協力隊ポータルサイト「ツナグンマ」の運営 県内の隊員の募集情報や活動情報等を一元的に発信</p>
<p>地域づくり活動 推進</p>	<p>住民の自主的・主体的な取り組みを活性化し、県内各地域における特色を生かした個性的で魅力ある地域づくりを推進します。</p> <p>○群馬県地域づくり協議会の運営</p> <p>○講演会や市町村担当者研修交流会等の各種研修交流事業</p> <p>○各地域で活動についての情報発信</p> <p>○地域づくりを行う団体や個人を応援する地域づくり顕彰事業</p>
<p>グリーン・ツーリズム推進</p>	<p>農泊、グリーン・ツーリズムの広報普及活動を地元市町村・関係団体等と連携して実施するとともに、山村地域の活性化を図るため、地域の受入体制整備等に係る各種事業を展開します。</p> <p>○広報宣伝活動実施</p> <p>○農泊モデル地区の創出</p>

人材育成の推進	<p>新たな創造に向けて最初の一步を踏み出すことのできる人材の育成に向けて、特色ある始動人教育を行うとともに、専門知識や優良事例などに触れる機会となる研修等を積極的に開催していきます。</p> <p>また、住民をはじめ行政や民間企業などが参加する話し合いやワークショップの開催による共創を推進するとともに、他地域・外部との交流等を通じて、地域課題に接する機会や地域の将来を考える機会の創出に取り組みます。</p>
空き家対策の総合的な推進	<p>空き家を抑制するため、空き家の除却とともに県内外からの移住者の新たな生活や活動の拠点としての空き家の利活用促進を図ります。</p> <p>○市町村への情報提供 「群馬県空き家利活用等推進協議会」による空き家対策の情報を共有</p> <p>○空き家対策セミナーの開催 空き家対策の普及・啓発を図るための市町村職員及び県民向けのセミナーを開催</p> <p>○古民家再生・活用の促進 古民家の再生・活用を促進するための官民共創の組織づくりを支援</p>

## (2) 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容
移住支援金	<p>東京圏から本県への移住を促進するため、就職や起業、テレワーク、関係人口等の要件を満たす対象者へ市町村から移住支援金を支給します。</p> <p>県は、国の交付金分と県負担分をあわせて、市町村に補助金として交付します。</p>
地方就職学生支援事業	<p>大学生等のU I Jターン就職を促進するため、一定の要件を満たす東京圏から県内へ就職・移住する方に対し、地方就職支援金として交通費及び移転費を支給します。</p> <p>県は、国の交付金分と県負担分をあわせて、市町村に補助金として交付します。</p>

所有者不明特定 空家解体支援	所有者が不明な特定空家を略式代執行で解体する市町村に対し、補助金を交付します。
-------------------	---

## 2 産業の振興

### (1) 自ら講じようとする措置

事業名	事業内容
農業の振興	<p>地域の特性を生かした付加価値の高い農業を推進するとともに、担い手の育成・確保、農地の有効利用、農業用施設の保全などを支援し、農業の振興を図ります。</p> <p>○基盤整備</p> <p>(交) 農地整備事業 (通作条件整備型) 孺恋村 大笹地区農道補修 10.4km、橋梁補修 6 箇所 孺恋西部地区農道補修 3.5km、橋梁補修 2 箇所</p> <p>(交) 農地整備事業 (通作条件整備型) 東吾妻町 榛名西麓 2 期地区 農道補修 5.4km、橋梁補修 1 箇所</p> <p>農業水路等長寿命化・防災減災事業 沼田市 追貝平 1 期地区 隧道補強 0.2 km 水路更新 0.1km</p> <p>水利施設等保全高度化事業 (畑地帯総合整備中山間地域型) 片品村 牛の平地区 区画整理 12.8ha、畑地かんがい 9.9ha、農地保全 1.0km</p> <p>農村地域防災減災事業 (特定農業用管水路等特別対策事業) 沼田市 東中野・二本松地区 管路工 L=13.0km</p> <p>農村地域防災減災事業 (防災重点農業用ため池緊急整備事業) みなかみ町 権現、藤塚地区 ため池整備 2 箇所</p> <p>農村地域防災減災事業 (防災重点農業用ため池緊急整備事業) みどり市 早川貯水池地区 ため池整備 1 箇所</p> <p>農村地域防災減災事業 (防災重点農業用ため池緊急整備事業) 高山村 十二平貯水池地区 ため池整備 1 箇所</p>

	<p>農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業） 東吾妻町          広場貯水池地区 ため池整備 1 箇所</p> <p>農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業） 片品村          鎌田貯水池地区 ため池整備 1 箇所</p> <p>水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備中山間地域型） 嬭恋村          仙之入地区 農道整備 3.3km 排水路工 0.8km 整地工 4.2ha</p> <p>水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型） 嬭恋村          干俣地区 防除用水管路 7.3km 受水槽 6 箇所 取水工 1 箇所</p> <p>水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型） 嬭恋村          大横川地区 防除用水管路 8.3km 受水槽 4 箇所 取水工 1 箇所</p> <p>水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備中山間地域型） 嬭恋村          田代湯尻地区 整地工 6.4ha 排水路工 0.7km 道路工 2.0km</p> <p>農業水路等長寿命化・防災減災事業 中之条町          美野原 2 期地区 用水路 0.2km 掛樋改修 1 か所</p> <p>農業水路等長寿命化・防災減災事業 中之条町          美野原 3 期地区 掛樋改修 1 か所</p> <p>水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備中山間地域型） 渋川市          笠張地区 区画整理 25.1ha、畑地かんがい 25.1ha、農地保全 3.3km</p> <p>農地中間管理機構関連農地整備事業 高山村          原地区 区画整理工 20.0ha 道路工 5.1km 排水路工 3.6km          獣害防止柵 3.9km</p> <p>○本県農業の魅力発信          就農ポータルサイト「『農』あるぐんま暮らし」にて、本県農業の特徴や魅力、「農」あるぐんま暮らしを实践する移住者インタビュー等の情報発信を行い、就農促進につなげます。</p>
--	---

	<p>○データ駆動型農業の実践</p> <p>農作物の生育環境や営農に関するデータについてタブレットを活用して蓄積・共有し、データ分析結果に基づき栽培管理や農業経営を最適化して農業の生産性や収益性の向上を図ります。</p>
<p>林業の振興</p>	<p>林業・木材産業の生産性の向上、経営や施業の担い手の育成・確保、県産木材の安定的な供給及び利用の推進のための取組及びきのご等特用林産物の生産を支援することにより、林業の振興を図ります。</p> <p>○森林クラウドシステム運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県、市町村、林業事業者が参画する森林情報共有システム（森林GISクラウド）を運用し、森林情報をリアルタイムで共有し、相互利用します。</li> </ul> <p>○森林情報の高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4点/m<sup>2</sup>以上の航空レーザ計測により、地形、樹種、蓄積等の森林情報を高度化します。</li> </ul> <p>○市町村林務担当者への基礎研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村が森林環境譲与税を活用し森林整備を推進するため、市町村林務担当者への基礎研修を実施</li> </ul> <p>○県産木材の利用促進</p> <p>①木材等生産振興対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅、非住宅を問わず県産木材利用の進んでいない建築物全般に対して利用の促進を図る施策を実施</li> </ul> <p>○林業の担い手育成</p> <p>①林業技術普及指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域運営及び巡回指導等により、普及指導活動を実施</li> </ul> <p>②次世代型森林管理実証事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ドローン等のICT機器を活用して新たに得られたデジタルデータを利活用する技術者を育成</li> </ul> <p>③林業就業促進総合対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規就業者対策として森ワークによる情報発信や担い手確保のためぐんま林業就業支援研修を実施</li> </ul> <p>④林業労働安全衛生総合対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業作業現場巡回指導、安全装具の導入等支援</li> </ul>

	<p>⑤ぐんま林業担い手対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場技術者を育成するため群馬県林業講師派遣プログラム、群馬県林業講師養成研修及び架線系作業システム推進事業を実施</li> </ul> <p>⑥林業事業体技術者育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業事業体の技術者を育成するための初任者研修を実施</li> </ul> <p>○特用林産物の生産振興</p> <p>①木炭生産技術普及指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営巡回指導等の生産技術普及指導活動を実施</li> </ul> <p>②特用林産物生産普及指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全生産指導、調査、普及指導実施</li> </ul> <p>③群馬のきのこ安全確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・きのこ等の食品安全モニタリング検査実施</li> </ul>
鳥獣被害対策	<p>鳥獣被害対策の関係部局及び市町村等が一体となり、ICT等の新技術を活用しながら、被害対策を計画的・総合的に推進します。</p> <p>○鳥獣害防止</p> <p>捕獲体制の整備や捕獲活動の助成、捕獲機器等の導入支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害防止総合対策交付金</li> <li>・鳥獣被害対策地域支援事業</li> </ul> <p>○鳥獣被害対策支援</p> <p>地域住民の合意形成による地域ぐるみの被害対策を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣害に強い集落づくり支援事業</li> </ul>
地場産業の振興	<p>特徴的な取組を行う中小企業等の認知度向上に繋がる施策等を実施し、地場産業の高付加価値化やブランド化を図ります。また、産地組合等が行う販路開拓や人材育成のための取組を支援します。</p> <p>○地場産業総合振興対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ぐんまファッションマーケット</li> <li>・繊維産業産地活性化推進補助金</li> </ul> <p>○伝統的工芸品産業振興対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「群馬県ふるさと伝統工芸品展」開催</li> </ul>

企業の誘致対策	地域未来投資促進法、地域再生法等を積極的に活用しながら、優良企業の誘致と既存企業の事業拡大を図ります。
起業の促進	<p>中小企業の経営支援の中核機関である（公財）群馬県産業支援機構（ビジネスサポート BASE ぐんま “ココカラ”）の起業等に関する支援体制を活用し、他の支援機関とも連携を図りながら、地域の特性や資源を生かした起業の支援を図ります。</p> <p>また、地域課題の解決を目的として新たに起業する方等に、起業支援金の交付及び事業の立ち上げ等に関する伴走支援を行うことにより、社会的事業における効果的な起業を促進します。</p>
EIT グローバルアウトリーチプログラム	欧州連合（EU）を母体とする世界最大級のスタートアップ支援機関である EIT と連携し、県内企業の課題解決や新規ビジネスの創出を図ります。
全県リビングラボ推進	「新しいことは群馬で試す」をテーマに、異業種連携や官民共創の推進により、群馬発の新たなビジネスモデルが次々と創出される環境の整備を図ります。
継業の促進	身近な支援機関（商工団体、金融機関等）や事業承継・引継ぎ支援センター等により継業を支援し、地域の実情や事業者の意向等を踏まえながら、事業者の持つ経営資源の維持や地域の活性化につながるように継業の促進を図ります。
商業の振興	<p>過疎地域の実情や住民のニーズを踏まえ、各市町村において地域の実情に即した支援が実施されるよう関係団体等の交流を促進します。</p> <p>また、観光・レクリエーション活動及び都市等との地域間交流の促進による、地場製品の販売促進や消費の拡大を通じ、商業の振興を図ります。</p>
観光	<p>地域が一体となって取り組む、面的なりトリート環境整備を支援するなどの基盤整備を行います。</p> <p>また、温泉、自然、食、伝統文化等を活かした高付加価値なコンテ</p>

	<p>ンツを創出するとともに、戦略的なプロモーション等を実施することで、「リトリート＝群馬県」の認知度の向上・定着を図り、旅行の長期滞在化及び消費額単価の向上を目指します。</p>
映像制作	<p>補助金制度を設けるなどして積極的なロケ誘致に取り組んでおり、知事をリーダーとする部局横断のスペシャルチームにより柔軟な撮影支援をしています。</p> <p>また、支援した映像作品は、ロケ地マップやぐんまフィルムコミッションの SNS 等を通じて情報発信し、群馬県の魅力を積極的に PRするとともに、ロケツーリズム促進による地域活性化を目指します。</p>
特定地域づくり事業協同組合の設立・運営支援	<p>人口急減地域において年間を通じた安定的な雇用の場を確保・維持するため、特定地域づくり事業協同組合の設立・運営を支援します。群馬県労働局や中小企業団体中央会などの関係機関と連携し、組合設立・認定・安定的な運営に資する助言・支援を行います。</p>

## (2) 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容
担い手への農地集積・集約化	<p>○農地集積・集約化対策事業</p> <p>農業経営基盤強化促進法における地域計画の作成とともに、農地中間管理事業等により、農地中間管理機構が行う農地の貸借や売買を支援し、地域における農地利用を最適化します。</p>
耕作農地再生対策	<p>○遊休農地再生利用事業</p> <p>農地中間管理機構を活用して、担い手に貸し付け又は所有権移転される遊休農地の再生費用を支援。</p> <p>・補助額：定額 5 万円/10a（中山間地域以外）、 定額 10 万円/10a（中山間地域）、 （いずれも 200 万円/件未満、1/2 は市町村負担）</p> <p>○遊休農地解消緊急対策事業</p> <p>農地中間管理機構が遊休農地を借受け、解消したうえで担い手に転貸する取組を支援。</p> <p>・補助額：定額 5 万円/10a（1 号遊休農地のうち緑区分のみ）</p>

<p>担い手農家への支援</p>	<p>○農業経営力向上事業</p> <p>認定農業者等の意欲ある担い手、新規就農者や企業等の新たな担い手、環境に配慮した農業を取り組む農業者などが、経営の向上・経営安定のための設備投資を支援</p> <p>①新規就農者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象者：認定新規就農者</li> <li>・補助率：1/2 以内（上限：200 万円）</li> </ul> <p>②環境保全型農業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象者：有機農産物 J A S 認証取得者、特別栽培作物認証取得者 等</li> <li>・補助率：3/10 以内（上限：200 万円）</li> </ul> <p>③スマート農業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象者：集落営農組織、農地所有適格法人、農業者の組織する団体、認定農業者</li> <li>・補助率：3/10 以内（上限：200 万円）</li> </ul> <p>④担い手支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象者：集落営農組織、農地所有適格法人、農業者の組織する団体、認定農業者</li> <li>・補助率：3/10 以内（上限：200 万円）</li> </ul> <p>⑤環境負荷軽減支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象者：集落営農組織、農地所有適格法人、農業者の組織する団体、認定農業者</li> <li>・補助率：15/100 以内（上限：200 万円）</li> </ul>
<p>野菜花き生産力強化</p>	<p>本県農業産出額の約 4 割を占める野菜の生産振興及び、多様な環境条件の下、特色ある品目を栽培する花きの生産振興のため、認定農業者や農業団体等に総合的な支援を実施します。</p> <p><b>【野菜メニュー】</b></p> <p>①大規模経営体育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者が企業的な大規模経営へ発展するために必要な施設又は機械の整備に対する補助。</li> <li>・補助率：3/10 以内</li> </ul>

	<p>②小規模経営体の生産力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数人で野菜生産を戦略的に行う取組や小規模経営の認定農業者の生産に必要な施設又は機械の整備に対する補助。</li> <li>・補助率：3/10 以内</li> </ul> <p>③販売額・労働生産性向上</p> <p>(1)ハード事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・儲かる着眼点を持つ生産者に対して販売額向上又は労働生産性向上に結び付けるために必要な先端機器、施設等の整備に対する補助。</li> <li>・補助率：3/10 以内</li> </ul> <p>(2)ソフト事業（販売 PR 関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜の生産拡大を図るための販売 PR・販路拡大等に必要な取り組みに対する補助。</li> <li>・補助率：1/2 以内</li> </ul> <p>(3)ソフト事業（GAP 関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜の販路拡大や環境負荷低減農業の推進を図るため、第三者認証 GAP 取得に必要な資材の導入に対する補助。</li> <li>・補助率：1/2 以内</li> </ul> <p>④いちご生産拡大サポート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県育成品種を核として、いちご生産基盤を強化するために必要な施設又は機械の整備に対する補助。</li> <li>・補助率：3/10 以内</li> </ul> <p><b>【花きメニュー】</b></p> <p>①高温対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・花き生産団体や認定農業者に対し、高温対策に資する施設や機械の整備にかかる経費の補助。</li> <li>・補助率：3/10 以内</li> </ul> <p>②生産力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・花き生産団体や認定農業者に対し、品質向上や生産量増加に資する施設や機械の整備にかかる経費の補助。</li> <li>・補助率：3/10 以内</li> </ul> <p>③販売力向上（ソフト事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・花き生産団体や認定農業者に対し、販路開拓や消費拡大、品種育成、ブランド化等にかかる経費の補助。</li> <li>・補助率：1/2 以内</li> </ul>
--	--

<p>こんにゃく需給安定対策</p>	<p>こんにゃくいもの需給安定を図り、持続的な生産を可能とするため、複合作物導入や環境負荷低減に取り組む経営体を支援します。</p> <p>○こんにゃく複合経営促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜等、新たに導入する複合作目生産や環境にやさしいこんにゃくいも生産に取り組む場合、農業機械の導入経費を支援。</li> <li>・補助率：1/2 以内</li> </ul>
<p>ぐんまの果樹新時代対応推進</p>	<p>ぐんまの果樹の消費拡大とPRを図る取組に対して支援をするとともに、新規需要を創出する取組を総合的に支援します。</p> <p>○果樹定着化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県産果実の販売促進を行うための経費を支援</li> <li>・補助率：1/2 以内</li> </ul>
<p>農山漁村地域整備交付金 農村集落基盤再編・整備事業 (中山間地域総合整備型)</p>	<p>農業の生産条件が不利な中山間地域を対象に農業生産基盤の整備と農村環境基盤の整備を総合的に実施します。</p> <p>○土地利用型農業の生産性向上のための生産基盤の整備</p> <p>○農業機械の運行や農作物の運搬等に供する農業集落道の整備</p> <p>○農業用排水の機能維持のための集落内の雨水排水施設の整備</p> <p>○生態系保全に資する鳥獣被害防止柵の設置</p> <p>・補助率：国 5.5/10、県 2.5/10、市町村 2.0/10</p>
<p>農山漁村地域整備交付金 地域用水環境整備事業</p>	<p>農業水利施設の保安全管理又は整備と一体的に地域用水の有する多面的機能維持増進に資する施設整備を行い、農村地域における生活空間の質的向上や低炭素社会づくりの促進を図ることを支援します。</p> <p>○地域用水環境整備</p> <p>①親水・景観保全施設整備</p> <p>親水・景観保全のための施設として親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路等の整備</p> <p>②小水力発電整備</p> <p>土地改良施設等の維持管理費の節減を図るため包蔵水力を活用した水力発電のための施設整備及び導入支援</p> <p>・補助率：国 5.0/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</p>

<p>農山漁村振興交付金</p>	<p>地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を支援します。</p> <p>○生活環境施設の整備 定住を促進するため、生活の場である農山漁村の生活環境整備を支援。</p> <p>○地域間交流拠点の整備 地域間交流を促進するため、農山漁村の有する地域資源を活用し、都市住民への農山漁村に対する理解の促進を目的とした、交流拠点の整備を支援。</p> <p>○その他省令で定める事業 ・補助率：国 5.5/10、県 2.5～1.0/10、市町村 2.0～3.5/10</p>
<p>農地耕作条件改善事業</p>	<p>農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、担い手への農地の集積・集約化が行われ、又は基盤整備の実施により今後行われると見込まれる地域において、区画拡大、暗渠排水等に加え、土壌改良をはじめとする借り手のニーズに対応した基盤整備を支援します。</p> <p>○定額助成 畦畔除去等による田・畑の区画拡大等の整備 ① 区画拡大 ②暗渠排水 ・補助額：①10.5万円/10a（田：高低差10cm以下、表土扱い有） ②15万円/10a（表土扱い有） ※中心経営体に集約化する整備の場合助成額を2割加算</p> <p>○定率助成 ①貸しやすく・管理しやすい農地に整備するための支援 ②合意形成を促進するための支援 ・補助率：国 5.0～5.5/10、県 2.5/10、市町村 2.0～2.5/10</p>
<p>水利施設等保全高度化事業</p>	<p>農業の構造改革を推進するため、老朽化した農業水利施設の長寿命化対策や、農地の畑地化・汎用化や畑地の高機能化、農地集積の加速化に向けた整備を支援します。</p> <p>○水利施設整備事業 施設の計画的な補修・補強等による長寿命化対策、農地集積・集約化に資するパイプライン化、管理の省力化や維持管理の低コスト化に資する整備等を実施するもの。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5.0～5.5/10、県 2.5/10、市町村 2.0～2.5/10</li> </ul> <p>○畑地帯総合整備事業</p> <p>畑地帯における総合的な整備や高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化等に資する整備を実施するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5.0～5.5/10、県 2.75/10、市町村 1.75～2.25/10</li> </ul>
農業水路等長寿命化・防災減災事業	<p>農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取組及び事故の防止などリスク管理に資する取組を支援します。</p> <p>○長寿命化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5.0～5.5/10、県 2.5/10、市町村 2.0～2.5/10 または定額</li> </ul> <p>○防災減災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5.0～5.5/10、県 2.5/10、市町村 2.0～2.5/10 または国定額</li> </ul> <p>○ため池の保全・避難対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国定額</li> </ul> <p>○施設情報整備・共有化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5.0/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul>
農山漁村地域整備交付金 農地整備事業 (通作条件整備)	<p>農地整備や農業関連施設の整備と関連した地域農業の振興に必要な農道の整備を実施するとともに、老朽化した農道の保全対策を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5.0～5.5/10、県 2.25～2.5/10、 市町村 2.25～2.5/10</li> </ul>
農村地域防災減災事業	<p>総合的な防災・減災対策を実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、もって災害に強い農村づくりを推進します。</p> <p>○特定農業用管水路等特別対策事業</p> <p>老朽化等に伴い石綿を含有する製品の破損等により、将来的に農業者等の健康を害するおそれが懸念されることから更新整備を実施するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5.0～5.5/10、県 2.5～3.5/10、市町村 1.0～2.5/10</li> </ul>

	<p>○防災重点農業用ため池緊急整備事業</p> <p>防災重点農業用ため池の決壊による水害から地域住民の生命や財産を保護するため更新整備を実施するもの。</p> <p>・補助率：国 5.0～5.5/10、県 3.4/10、市町村 1.1～1.6/10</p>
<p>小規模農村整備事業</p>	<p>農村地域の多様なニーズに対応したきめ細やかな整備を支援し、地域農業を支え守りながら農村の維持・振興を図ります。</p> <p>○一般型：市町村、土地改良区等が行う事業</p> <p>①－1 農業生産基盤保全整備</p> <p>ほ場、農業用排水施設、農作業道、農地・農業用施設保全等の農業生産基盤を保全・整備することにより、地域農業の維持及び振興を支援</p> <p>・補助率：県 40%[35%]、市町村等 60%[65%]</p> <p>①－2 農業生産基盤保全整備(農地集積促進)</p> <p>上記事業において、事業完了3年後までに担い手等への農地利用集積率が10%以上増加することが確実と見込まれる地区を支援</p> <p>・補助率：県 50%[45%]、市町村等 50%[55%]</p> <p>②農村地域保全整備</p> <p>農村環境整備、地域活性化施設整備、災害復旧等の安全で災害に強い農村づくりや農村の生活環境を改善することにより、農村の集落機能の維持及び強化を支援</p> <p>(1) 農村地域保全整備</p> <p>・補助率：県 1/3[30%]、市町村等 2/3[70%]</p> <p>(2) 災害復旧</p> <p>農地</p> <p>・補助率：県 50%、市町村等 50%</p> <p>農業用施設</p> <p>・補助率：県 65%、市町村等 35%</p> <p>(3) 環境保全対策調査</p> <p>・補助率：県 50%、市町村等 50%</p> <p>③特別対策</p> <p>鳥獣被害防止施設、農地・生産施設保全施設等を整備することにより、地域農業が抱える課題解決を支援</p> <p>・補助率：県 40%[35%]、市町村等 60%[65%]</p>

	<p>○県民参加型：県民が行う事業であって、市町村長が補助する事業      県民参加による直営施工を実施するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 50%、市町村等 50%</li> </ul> <p>※[ ]は事業主体が市町村で財政力指数が 0.75 以上の場合に適用。      ただし、区画整理、災害復旧、環境保全対策調査、県民参加型は対象外。</p> <p>※特別地域（過疎地域、振興山村、特定農山村地域等）は、県費率 5% 上乗せ。ただし、環境保全対策調査、災害復旧及び県民参加型については対象外。</p> <p>※事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上限は 30,000 千円/地区。ただし、災害復旧事業は 400 千円/箇所未満。</li> <li>・下限は、市町村主体：2,000 千円、市町村以外：500 千円。ただし、災害復旧事業については 130 千円。また、県民参加型、環境保全対策調査は下限を設けない。</li> </ul>	
<p>中山間地域等      直接支払</p>	<p>農業生産条件不利地な中山間地域等において      農業生産活動の継続を支援し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、集落等を単位に締結された協定に基づく活動に対して      交付金を交付します。</p> <p>○通常地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4</li> </ul> <p>○特認地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3</li> </ul>	<p>(対象地域)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定農山村地域</li> <li>2 振興山村地域</li> <li>3 過疎地域</li> <li>4 特認地域</li> <li>5 指定棚田地域</li> </ol>
<p>多面的機能支払</p>	<p>農業者や地域住民などの活動組織が地域共同で行う、農地や水路など地域資源の維持・保全や施設の軽微な補修、農村環境の保全など質的向上を図り、多面的機能を支える活動に対し交付金を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4</li> </ul>	

<p>林業・木材産業 成長産業化促進 対策交付金</p>	<p>戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、これらの森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図るため、高性能林業機械や木造公共建築物、木質バイオマス利用促進施設の整備等に対し助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高性能林業機械等の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 1/2、4/10、1/3</li> </ul> </li> <li>○林業経営体育成対策（林業機械リース支援） <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 1/2、4/10、1/3</li> </ul> </li> <li>○特用林産振興施設等の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 1/2</li> </ul> </li> <li>○木材加工流通施設等の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 1/2</li> </ul> </li> <li>○木造公共建築物等の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 3.75%、15%、1/2</li> </ul> </li> <li>○木質バイオマス利用促進施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 1/2、1/3、15%</li> </ul> </li> </ul>
<p>特用林産物生産 活力アップ事業</p>	<p>きのこ等特用林産物の生産振興を図るため、生産・集出荷施設等の整備や、しいたけ原木の共同購入経費に対し助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設整備等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 1/2 以内、市町村 1/10 以上</li> </ul> </li> <li>○原木共同購入支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助額：県 50 円/本、市町村 10 円/本以上</li> <li>ただし、共同購入本数を 6,000 本以上とする。</li> </ul> </li> </ul>
<p>特用林産施設体 制整備復興事業</p>	<p>東日本大震災による被災地の復興に向け、生産資材の導入や放射性物質の被害防止対策を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生産資材の導入（きのこ等の生産力増強対策） <ul style="list-style-type: none"> <li>きのこ原木及び種駒 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 1/2 以内</li> </ul> </li> <li>オガ粉及び種菌 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 1/3 以内</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

	<p>○放射性物質等の被害防止対策 放射性物質測定機器の導入等</p> <p>・補助率：国 1/2 以内</p>
森林整備担い手 対策事業	<p>市町村が行う林業現場で働いている人への社会保険等掛金助成に 対して助成</p> <p>・補助率：県 1/2 以内、市町村 1/10 以上</p>
林業再生緊急路 網整備事業	<p>間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業 ・木材産業等の活性化を図るため、生産基盤強化区域で作設する作 業道の開設に補助します。</p> <p>○林業専用道（規格相当）</p> <p>・補助率：① 1 m 当たり単価が基準額以下の場合 10/10 以内 ② 1 m 当たり開設単価が基準額を超える場合は、 次により算出された金額 (開設延長×基準額) + (補助対象経費 －開設延長×基準額) × 2/3 以内 ～基準額～</p> <p>傾斜 15 度未満 …32,000 円 傾斜 15 度以上 25 度未満 …35,000 円 傾斜 25 度以上 …38,000 円</p> <p>○森林作業道</p> <p>・補助率：① 1 m 当たり単価が 2,000 円以下の場合 10/10 以内 ② 1 m 当たり開設単価が 2,000 円を超える場合は、次 により算出された金額 (開設延長×2,000 円) + (補助対象経費 －開設延長×2,000 円) × 2/3 以内</p>
林業作業道総合 整備事業	<p>造林、間伐、しいたけ生産並びに外材に対抗し得る県産材を生産 するため、高性能林業機械の使用に適合する作業道等の作設及び改 良等について補助します。</p> <p>・補助率：県 2/3・3/4・定額、市町村 0～1/3</p>
森林整備地域活 動支援交付金	<p>森林整備を推進するため、森林経営計画の作成や森林境界の明確 化に必要な諸活動に対し交付金を交付します。</p>

	<p>①森林経営計画作成促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助額：8,000円～52,000円/ha</li> <li>・補助率：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4</li> </ul> <p>②森林境界の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助額：40,000円～75,000円/ha</li> <li>・補助率：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4</li> </ul> <p>③森林所有者の探索</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助額：5,000円</li> <li>・補助率：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4</li> </ul> <p>④森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助額：40,000円/ha</li> <li>・補助率：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4</li> </ul>	
<p>鳥獣害対策地域 支援事業</p>	<p>市町村が主体的に取り組む鳥獣被害対策に対し、捕獲奨励金の交付や、捕獲機材購入費及び個体群管理費の一部を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県定額、1/2、1/4</li> </ul>	
<p>鳥獣被害防止総合対策交付金</p>	<p>鳥獣被害防止特措法により市町村が策定した被害防止計画に基づき取り組む侵入防止柵の設置や、鳥獣被害対策実施隊等による地域ぐるみの被害防止活動、有害鳥獣の捕獲活動に対し交付金を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国定額、1/2</li> </ul>	<p><b>【事業要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害防止特措法に基づく、市町村被害防止計画の作成</li> <li>・被害防止対策協議会の設置</li> </ul>

### 3 情報化の促進

#### (1) 自ら講じようとする措置

事業名	事業内容
デジタルクリエイティブ人材の育成	<p>本県の新たな産業の柱として、「デジタル・クリエイティブ産業」の創出を目指しています。「tsukurun」や「TUMO Gunma」の整備等を通して、デジタルクリエイティブ人材を育成します。</p> <p>また、学校におけるデジタルを活用した教育について、1人1台PCなどのICT機器を地域差、個人差なく効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させ、確かな学力を育成します。</p> <p>さらに、小中学校で実際にデジタル技術を活用した教育を行う教員のスキル向上を目指します。</p>

#### (2) 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容
新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）の活用推進	<p>デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上を図るため、交付金の積極的な活用を促進します。また、事業化に向けた企画立案への助言や優良事例等の情報提供、申請の伴走支援などを行います。</p> <p>(TYPE 1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業：他の地域等で既に確立されている優良モデル・サービスを活用した実装の取組</li> <li>・補助率：1/2</li> <li>・交付対象上限額：（事業費ベース）2億円</li> </ul> <p>(TYPE V・S)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業：ブロックチェーン、NFT、Web3.0等をはじめとする新たなデジタル技術を地方公共団体が共同で調達・利用する取組や、「デジタル行財政改革」が示す規制改革・制度改革の方向性合致した取組であって、それに必要となる新たなデジタル公共財を開発し、地域の暮らしや行政を先行的に改革する取組</li> <li>・補助率：TYPE V・2/3、TYPE S・3/4</li> <li>・交付対象上限額：（事業費ベース）TYPE V・4億円 TYPE S・3億円</li> </ul>

<p>無線システム普及支援事業</p>	<p>○携帯電話等エリア整備支援事業（間接補助事業）  携帯電話等の無線通信が行えない地域において、その解消を図るためのアンテナや鉄塔等の基地局施設の整備</p> <p>※市町村負担率の中には電気通信事業者負担分を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 1/2、県 1/5、市町村 3/10</li> </ul> <p>無線通信事業者が複数社参画し事業を実施する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 2/3、県 2/15、市町村 1/5</li> </ul> <p>○群馬県携帯電話等エリア整備事業費補助金（県単独補助事業）</p> <p>上記間接補助事業と同様の施設の整備で、間接補助事業による補助金の交付対象となった事業を除くものの整備</p> <p>※市町村負担率の中には電気通信事業者負担分を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 1/5、市町村 4/5</li> </ul>	<p><b>【備考】</b>  過疎市町村及び辺地等</p>
---------------------	--	------------------------------------

## 4 交通施設の整備、移動手段の確保

### (1) 自ら講じようとする措置

#### ア 基幹的な市町村道等の整備

事業名	事業内容	市町村名
市町村道 (代行整備)	改良 1路線 430m	南牧村
	大上線 幅員 6.00m 延長 430m	
林道 (代行整備)	新設 2路線 4,000m	下仁田町 南牧村 東吾妻町 中之条町 長野原町
	奥山六車線 幅員 5.0m 延長 1,000m	
	奥山六車線 幅員 4.0m 延長 1,000m	
	吾嬬山線 幅員 5.0m 延長 2,000m	

#### イ 都道府県道等の整備

事業名	事業内容	市町村名
国道 (知事管理分)	改良、舗装、橋りょう、トンネル 8路線 32,990m	嬬恋村 (嬬恋 BP) 長野原町～嬬恋村 (長野原嬬恋 BP) 東吾妻町 (吾妻東 BP)
	国道 144 号 幅員 9.50m 延長 12,100m (上信自動車道)	
	国道 144 号 幅員 9.50m 延長 8,500m (上信自動車道)	
	国道 145 号 幅員 10.50m 延長 6,400m (上信自動車道)	

	国道 353 号 幅員 10.50m 延長 6,700m (上信自動車道)  国道 120 号 幅員 10.25m 延長 500m  国道 120 号 幅員 10.25m 延長 580m  国道 146 号 幅員 9.25m 延長 510m  国道 406 号 幅員 9.75m 延長 700m	東吾妻町 (吾妻東 BP (2 期) )  沼田市 (利根) (追貝工区) 片品村~沼田市(利根) (下平工区) 長野原町 (古森 3 期工区) 東吾妻町 (大戸工区)
県道	改良、舗装、橋りょう 4 路線 4,400m  (主) 渋川下新田線 幅員 7.50m 延長 860m (主) 下仁田軽井沢線 幅員 6.00m 延長 600m (一) 植栗伊勢線 幅員 13.00m 延長 1,700m (一) 大笹北軽井沢線 幅員 9.25m 延長 1,240m	渋川市 (小野上) (小野子工区) 下仁田町 (和美峠工区) 東吾妻町 中之条町 嬭恋村 (鎌原工区)
林道	改良 3 路線 495m  道場線 幅員 5.0m 延長 200m  赤倉栗生線 幅員 5.0m 延長 100m  上野大滝線 幅員 5.0m 延長 195m	南牧村  沼田市 (旧利根村の区域) 上野村
林業専用道	新設 3 路線 4,900m  長久保線 幅員 3.6m 延長 1,000m	神流町

	潜下支線                      幅員 3.6m 延長 3,000m 芋穴両平線                      幅員 3.6m 延長 900m	渋川市 桐生市
--	---	------------

(2) 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容	備考
群馬県市町村乗合バス補助制度	<p>県民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、乗合バス事業を運営する市町村又は一部事務組合に対して、その負担した運行費や車両購入費の一部を補助します。</p>	過疎地域
補助公共林道事業	<p>○森林環境保全整備事業（林道整備事業）</p> <p>森林の有する重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するもの</p> <p>※市町村森林整備事業計画に基づき実施</p> <p>①森林災害等復旧林道整備</p> <p>森林管理道開設（災害復旧）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> <p>②林業生産基盤整備道整備</p> <p>森林管理道開設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> <p>森林管理道開設（森林造成林道）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> <p>峰越連絡林道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> <p>林道改良（幹線）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> <p>林道改良（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 3/10、県 3/10、市町村 4/10</li> </ul> <p>林道舗装（幹線）</p>	<p>利用区域面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林管理道 30ha 以上</li> </ul> <p>利用区域面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林管理道 30ha 以上</li> <li>・峰越連絡林道（幹線 500ha 以上、その他 100ha 以上）</li> <li>・林道改良、林道舗装（幹線 200ha 以上、その他 30ha 以上）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> <p>林道舗装（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3</li> </ul> <p>③山村強靱化林道整備</p> <p>森林管理道開設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> <p>峰越連絡林道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> <p>林道改良（幹線）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> <p>林道改良（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 3/10、県 3/10、市町村 4/10</li> </ul> <p>林道舗装（幹線）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> <p>林道舗装（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3</li> </ul> <p>④林業専用道整備</p> <p>林業専用道開設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 3.3/10、市町村 1.7/10</li> </ul> <p>林業専用道改良</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 3/10、県 4.6/10、市町村 2.4/10</li> </ul> <p>⑤老朽化対策</p> <p>個別施設計画に基づく施設の老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> <p>○森林環境保全整備事業（林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業）</p> <p>林道施設の塗膜に含まれるポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）の調査、処理等であるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul>	<p>利用区域面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林管理道 30ha 以上</li> <li>・峰越連絡林道 (幹線 500ha 以上、その他 1 00ha 以上)</li> <li>・林道改良、 林道舗装 30ha 以上</li> </ul> <p>利用区域面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業専用道 10ha 以上</li> </ul>
--	--	---

<p>農山漁村地域 整備事業</p>	<p>○農山漁村地域整備交付金</p> <p>農山漁村地域のニーズに即して作成された計画に基づき、農林水産省の各公共事業を自由に選択できるとともに、自治体の創意工夫によって、より事業効果を高める事業も実施が可能となる農山漁村地域の総合的な整備を推進するもの</p> <p>※農山漁村地域整備計画に基づき実施</p> <p>①育成林整備事業</p> <p>森林管理道開設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> <p>森林管理道開設（森林造成林道）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> <p>森林施業道開設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> <p>峰越連絡林道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> <p>②共生環境整備事業</p> <p>森林管理道開設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> <p>森林管理道開設（森林造成林道）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> <p>林道改良（幹線）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> <p>林道改良（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 3/10、県 3/10、市町村 4/10</li> </ul> <p>峰越連絡林道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> <p>林道舗装（幹線）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> <p>林道舗装（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3</li> </ul> <p>③林道改良事業</p> <p>森林管理道改良（幹線）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> <p>森林管理道改良（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 3/10、県 3/10、市町村 4/10</li> </ul>	<p>利用区域面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林管理道 30ha 以上</li> <li>・森林施業道 10ha 以上</li> <li>・峰越連絡林道（幹線 500ha 以上、その他 100ha 以上）</li> </ul> <p>利用区域面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林管理道 30ha 以上</li> <li>・林道改良、林道舗装（幹線 200ha 以上、その他 30ha 以上）</li> <li>・峰越連絡林道（幹線 500ha 以上、その他 100ha 以上）</li> </ul> <p>利用区域面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林道改良、林道舗装（幹線 200ha 以上、その他 30ha 以上）</li> </ul>
------------------------	--	--

	<p>林道舗装（幹線）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> <p>林道舗装（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3</li> </ul> <p>④林道点検診断・保全整備事業</p> <p>点検診断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別施設計画の策定又は同計画に基づく点検診断</li> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> <p>保全整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別施設計画に基づく補修・更新等</li> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> <p>⑤フォレスト・コミュニティ総合整備事業</p> <p>林業施設用地整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 1/10、市町村 4/10</li> </ul> <p>作業ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2/10、市町村 3/10</li> </ul> <p>林道改良（幹線）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> <p>林道改良（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 3/10、県 3/10、市町村 4/10</li> </ul> <p>林道舗装（幹線）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 5/10、県 2.5/10、市町村 2.5/10</li> </ul> <p>林道舗装（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3</li> </ul>	<p>0ha 以上)</p> <p>林道台帳に登載されたトンネル・橋梁等</p> <p>利用区域面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林道改良、林道舗装（幹線 200ha 以上、その他 30ha 以上）</li> </ul>
<p>県単林道整備事業</p>	<p>○県単林道開設事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 1/2、市町村 1/2</li> </ul> <p>○県単林道改良事業</p> <p>通行の安全を確保する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 6/10、市町村 4/10</li> </ul> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 1/2、市町村 1/2</li> </ul>	<p>利用区域面積</p> <p>10ha 以上</p>

## 5 生活環境の整備

### (1) 自ら講じようとする措置

事業名	事業内容
ぐんま地域防災アドバイザー事業	<p>県民の防災に対する意識の啓発、知識・技能の習得や向上を図るため、防災士養成講座を実施し、地域における防災活動の中核的人材となる防災士を養成する。また、希望する資格取得者をぐんま地域防災アドバイザーとして登録し、地域での活動の中核となってもらうことにより、地域防災力の向上を図る。</p>
消防団員確保対策	<p>消防団員確保のため、住民に対して消防団活動への理解を深めることに重点を置いた広報活動を展開します。</p>
単独治山事業	<p>安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図るため、国の補助事業の対象とならない比較的小規模な崩壊地や荒廃移行地などで県が山地防災対策を実施します。</p> <p>○県単治山事業</p> <p>水源のかん養や山地災害の防止のために行う荒廃山地の復旧整備及び荒廃危険山地の崩壊等の予防工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 9/10、市町村 1/10</li> </ul> <p>○保安林リフレッシュ事業</p> <p>機能低下した保安林の機能を回復させるための森林整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 9/10、市町村 1/10</li> </ul>
水害対策	<p>気候変動の影響等による水害リスクの更なる増大に対応するため、河川管理者が主体となって行う水害対策に加え、流域全体のあらゆる関係者が協働する「流域治水」を推進します。また、本来の河川やダムの流下・貯水能力を維持・回復させるため、河川やダムに堆積した土砂を除去します。さらに、住民の主体的な避難行動を促すため、個人の避難行動計画である「マイ・タイムライン」の作成支援や、ぐんま大雨時デジタル避難訓練の継続的な運用を行います。</p>

土砂災害対策	<p>土砂災害から人家等に著しい被害が生じるおそれのある区域等を保全するため、土石流やがけ崩れ、地すべりを防止する施設の整備を行います。また、土砂災害による「逃げ遅れゼロ」に向けた避難行動を促進するため、小中学生の教材作成を通じた防災教育の支援や、市町村が行う土砂災害警戒避難体制の構築などに必要となる「土砂災害警戒区域等」の見直しを進めるとともに、住民主体の防災マップ作成や避難訓練の支援を行います。</p>
災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築	<p>災害時の迅速な救命・救助や被災地への支援物資輸送、経済活動の継続性を確保するため、防災拠点や物流拠点間を結ぶ道路整備や、緊急輸送道路における落石対策などを推進します。</p>

## (2) 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容	備考
消防防災施設整備費補助事業	<p>○市町村等の消防防災施設の整備に対する国庫補助            ・補助率：基準額の1/2            （防火水槽（林野分）は基準額の5.5/10）</p>	市町村及び一部事務組合
汚水処理施設整備費補助事業	<p>○榛名湖周辺及び赤城山大洞特定環境保全公共下水道事業費補助            下水道事業の建設に係る経費及び起債の償還に係る経費の2/3以内を補助</p> <p>○下水道接続宅内配管費補助            下水道へ接続するための宅内配管費に国交付金を活用し住民補助を行う市町村へ補助            ・補助率：市町村負担額の1/2以内            （上限10万円）</p>	公共下水道

	<p>○農業集落排水事業費補助</p> <p>市町村が事業主体となつて行う農業集落排水施設の建設事業費（改築・更新を除く）に対して補助</p>	農業集落排水
	<p>○浄化槽対策費補助</p> <p>既存単独処理浄化槽等を合併処理浄化槽に転換する者に対し、個人及び補助を行っている市町村に補助</p> <p>○個人設置型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 1/3（環境配慮型は 1/4）</li> </ul> <p>○浄化槽宅内配管費補助（個人設置型）</p> <p>浄化槽宅内配管費に国交付金を活用し住民補助を行う市町村へ補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：市町村負担額の 1/2 以内 （上限 10 万円）</li> </ul>	合併処理浄化槽
	<p>○浄化槽対策費補助（市町村設置型）</p> <p>市町村が公営企業会計を設けて自ら主体となり、既存単独処理浄化槽等を転換して合併処理浄化槽を設置するのに必要な経費に対して補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 1/4（環境配慮型は 1/5）</li> </ul> <p>○浄化槽宅内配管費補助</p> <p>浄化槽宅内配管費に国交付金を活用し住民補助を行う市町村へ補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：市町村負担額の 1/2 以内 （上限 10 万円）</li> </ul>	合併処理浄化槽
水源かん養治山事業	<p>水源かん養治山事業において設置された施設の機能の回復を図るため、市町村が行う浚渫等の経費に対して補助します。</p> <p>○水源かん養治山事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 7/10</li> </ul>	

## 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健福祉の向上及び増進

### (1) 自ら講じようとする措置

事業名	事業内容
地域見守り支援事業	地域で支援を必要としている人の情報を速やかに把握するため、宅配事業者等が日頃の業務の中で異常を感じた際に市町村窓口に通報するなどの見守り体制を構築します。
障害者就業・生活支援センター運営	障害者就業・生活支援センターを設置し、就業や日常生活、社会生活に関する相談対応、職業準備訓練を行い、就業を希望する障害者や離職のおそれのある障害者を支援します。

### (2) 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容
子ども・子育て支援交付金	市町村が地域の実情に応じて実施する地域子ども・子育て支援事業に係る事業費の一部を負担します。 ・補助率：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3（※一部の事業を除く）
群馬県少子化対策重点推進補助金	市町村が実施する、地域の少子化対策の推進に資する結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組等について支援します。 ・補助率：国 1/2、2/3、3/4 市町村 1/2、1/3、1/4
子どものための教育・保育給付負担	市町村が保育所、認定こども園等に支給する施設型給付費等に要する費用の一部を負担します。 ・補助率：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4
在宅要援護者総合支援事業	高齢者及び身体・知的障害者に係る在宅福祉に関する事業を実施する市町村に補助します。 ・補助率：県 1/2、市町村 1/2

<p>高齢者の生きがいと健康づくり支援</p>	<p>単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会の活動促進と健全な育成を図るため各老人クラブに対して補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3</li> </ul>
<p>地域支援事業交付金</p>	<p>市町村が実施する地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業）の実施に係る県費交付金を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防・日常生活支援総合事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 125/1000、市町村 125/1000</li> </ul> </li> <li>○包括的支援事業及び任意事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 192.5/1000、市町村 192.5/1000</li> </ul> </li> </ul>
<p>介護給付費県費負担金</p>	<p>市町村が行う介護給付及び予防給付に要する費用の一部を負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 175/1000、市町村 125/1000</li> </ul> </li> <li>○居宅 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 125/1000、市町村 125/1000</li> </ul> </li> </ul>
<p>介護保険利用者負担対策事業費補助金</p>	<p>社会福祉法人等が経営する介護サービス事業者が低所得者の利用者負担額を軽減した場合に、市町村が行う社会福祉法人等への助成に要する費用の一部を補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4</li> </ul>
<p>低所得者保険料軽減県費負担金</p>	<p>低所得者の第1号介護保険料軽減のために、市町村が行う介護保険特別会計への軽減費用繰入事業に対する費用の一部を負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 1/4、市町村 1/4</li> </ul>
<p>介護に関する入門的研修支援事業</p>	<p>市町村が実施する介護に関する入門的研修や元気高齢者向けセミナー及び介護事業所とのマッチングに要する費用を補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：県 10/10</li> </ul>

<p>介護職員初任者 研修支援事業</p>	<p>市町村が実施する介護職員初任者研修受講者に対する受講料補助 又は民間事業者による研修未開催の市町村が自ら同研修を開催（委 託可）するために要する費用の一部を補助します。</p> <p>・補助率：県 1/2、市町村 1/2</p>
<p>重層的支援体制 整備事業交付金</p>	<p>地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支 援体制を整備するため、対象者の属性（高齢者・障害者・子ども） を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を 一体的に行う「重層的支援体制整備事業」を実施する市町村に対し て、経費を一括交付します。</p> <p>①包括的相談支援事業 各法に基づく負担率・補助率 ②地域づくり事業 各法に基づく負担率・補助率 ③多機関協働事業等 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4</p>

## 7 医療の確保

### (1) 自ら講じようとする措置

#### ア 無医地区対策

事業名	事業内容
病院・診療所の整備	<p>へき地診療所等における診療機能の向上を図るため、診療機器の整備や施設の充実に努めます。</p> <p>また、へき地医療拠点病院による巡回診療の実施に補助し、無医地区等における住民の医療の確保に努めます。</p> <p>○へき地診療所施設・設備整備費補助事業 ○へき地医療拠点病院運営費補助</p>
患者搬送体制の整備	<p>へき地の患者を対応可能な医療機関まで搬送するため、患者搬送車やドクターヘリを活用した患者搬送体制を整備し、住民の医療確保に努めます。</p>
保健師の人材確保及び育成	<p>保健活動等が充分行えるよう、市町村保健師の確保のため、群馬県ホームページ等を用いて、保健師募集情報を広く提供し、人材確保を支援します。</p> <p>保健師に対し必要な研修を体系的に実施し、市町村保健師の資質向上に努めます。</p> <p>○地域保健関係職員等研修事業（地域保健福祉企画研修） ○保健師研修</p>
その他	<p>へき地医療支援機構を活用して、広域的なへき地医療支援事業の企画調整を行い、へき地医療対策の各種事業の円滑かつ効率的な実施に努めます。</p> <p>○へき地医療支援機構担当医師経費補助事業</p>

## イ 特定診療科に係る医療確保対策

事業名	事業内容
医師確保修学研修資金貸与事業	小児科や産婦人科など、県内で特に充実する必要がある診療科目に従事しようとする研修医に修学研修資金を貸与し、一定期間県内の公立病院等へ勤務することを返還免除条件とすることで、県内病院における医師の確保を図ります。

## ウ その他

事業名	事業内容
地域医療におけるDX推進	地域医療を確保する施策の一つとして、オンライン診療の普及を図るとともに、高齢化や人口減少など地域の実情を考慮した遠隔医療の活用を検討します。

## (2) 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容
へき地診療所運営費補助事業	へき地診療所の運営事業に補助します。 ・補助率：国 2/3、県 1/3
へき地学校巡回検診事業費補助事業	耳鼻咽喉科または眼科の学校医が配置されていないへき地学校（小学校・中学校）の巡回検診事業に補助します。 ・補助率：県 1/2 以内

## 8 教育の振興

### (1) 自ら講じようとする措置

事業名	事業内容
公立小・中学校の統合整備等教育施設の整備	<p>過疎地域の公立小中学校では、人口の流出により児童生徒数が減少していることから、教育効果の維持向上を図るため、地域の実情に合わせた統廃合等の計画的な施設整備が進められています。</p> <p>このことを踏まえて、当該地域の公立小中学校の施設設備の整備にあつて、設置者は、通学条件が児童生徒に与える影響や、学校が単なる教育施設にとどまらず地域住民にとって最も身近な地域拠点施設としての役割を果たしていることの実態を十分考慮しつつ、地域住民の理解と協力を得ながら行うよう努めることとし、県は、施設整備に係る国の財政支援制度の活用について適切な指導・助言を行います。</p> <p>また、県立高校については、各校が、地域で担ってきた役割を踏まえ、ICTを活用するなどして、高校教育の質の維持・向上を図りながら、より一層の特色化を推進するとともに、再編整備に当たっては、教育の機会均等の観点に十分配慮しながら、地域や学校関係者等との意見交換の場を設定するなどして、地元の理解を得ながら検討を進めます。</p>

## 9 集落の整備

### (1) 自ら講じようとする措置

事業名	事業内容
人口減少レジリエンス強化事業	人口減少に適応しながら、地域に必要な本質的な機能を維持する能力を「人口減少レジリエンス」と定義。人口減少を前提とした持続可能な地域基盤を構築するために必要な調査事業等を実施します。
過疎地域いきいき集落づくり支援事業	<p>過疎地域内の集落住民・地域団体等が主体的に取り組む、集落の維持・活性化に資する事業について、詳細な補助メニューを限定せず、総合的に支援します。</p> <p>・補助率：全部過疎地域 3/4 以内、一部過疎地域 1/2 以内 (補助上限：800 千円)</p>

### (2) 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容
集落支援員	人口減少や高齢化等の進行が著しく地域の伝統行事などの共同作業が困難になっている集落において、住民の生活環境の改善や集落の活性化を支援する集落支援員の導入促進や設置に向けた情報提供を行います。
地域運営組織の形成支援	地域住民が主体となって地域課題の解決や地域活性化に取り組む地域運営組織の形成を促進するため、各種支援制度の活用支援や事例の横展開に取り組みます。
過疎地域持続的発展支援交付金の活用支援	過疎地域の持続的発展に向けた取組を支援するため、以下の交付金事業の積極的な活用を促します。また、事業化に向けた企画立案への助言や優良事例等の情報提供、申請の伴走支援などを行います。

	<p>①過疎地域持続的発展支援事業</p> <p>過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業：人材育成事業、ICT等技術活用事業</li> <li>・交付対象経費上限額：2,000万円</li> <li>・交付率：10/10</li> </ul> <p>②過疎地域集落再編整備事業</p> <p>ポストコロナ社会を見据え、都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業：定住促進団地整備事業、定住促進空き家活用事業、集落等移転事業、季節居住団地整備事業</li> <li>・交付率：1/2以内</li> </ul> <p>③過疎地域遊休施設再整備事業</p> <p>過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付対象経費上限額：6,000万円</li> <li>・交付率：1/3以内</li> </ul>
<p>「小さな拠点」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「集落ネットワーク圏」形成支援</li> </ul>	<p>過疎地域において、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能を集約・確保した「小さな拠点」の形成や基幹集落を中心に周辺の複数集落をネットワーク化する「集落ネットワーク圏」の形成を図るため、以下の交付金事業の積極的な活用を促します。</p> <p>また、事業化に向けた企画立案への助言や優良事例等の情報提供、申請の伴走支援などを行います。</p> <p>①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業</p> <p>集落ネットワーク圏（小さな拠点）において、生活支援やなりわいの創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業：集落機能の維持・活性化プランに基づく取組</li> <li>・交付対象経費上限額：1,500万円</li> </ul> <p>※下記事業については、限度額を上乗せ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①専門人材を活用する事業（+500万円）</li> <li>②ICT等技術を活用する事業（+1,000万円）</li> </ul> <p>上記（①+②）併用事業（+1,500万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付率：10/10</li> </ul>

## 10 地域文化の振興・活用等

### (1) 自ら講じようとする措置

事業名	事業内容
「群馬のふるさと伝統文化」支援事業	<p>地域の伝統文化や祭り・行事の継承活動に対して補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：民間団体の活動のみ（市町村の事業は対象外）</li> <li>・補助率：2/3 以内（補助上限：200 千円）</li> </ul>
ぐんま芸術文化創造事業	<p>「新・群馬県文化振興指針」に基づき、①「文化を担う人づくり」、②「ボーダレスな地域創造」、③「新たな価値の創出」の各メニューにつながる文化芸術活動に対して補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：NPO法人、文化団体等（実行委員会形式含む）</li> <li>・補助率：1/2 以内（補助上限：メニューごとに①500 千円、②500 千円、③2,000 千円）</li> </ul>
群馬県アート支援団体補助金	<p>「群馬パーセントフォーアート」推進条例に基づき、アート支援団体が行うアートを活用した地域活性化を図る事業に対して補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：群馬県内に主たる事業所を有するアート支援団体</li> <li>・補助金の額：上限額 200 万円</li> </ul>

### (2) 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容	備考
ぐんま絹遺産保存活用等推進事業補助金	<p>「ぐんま絹遺産」の保存、活用及びそのネットワーク化の推進等に直接資する事業について補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：「ぐんま絹遺産」所在市町村</li> <li>・補助率：県 1/2（上限 100 万円）</li> </ul>	<p>県民団体に対しても原則 1/2 補助</p>

<p>群馬県文化財保存事業費補助金</p>	<p>国・県指定等文化財の保存と活用に関する事業に対して補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：指定等文化財の所有者等または所在する市町村</li> <li>・補助率： <ul style="list-style-type: none"> <li>県指定等文化財 法人・個人 7/10 以内</li> <li>市町村 1/2 以内</li> <li>(財政力指数 0.75 以上の市町村は 1/3 以内)</li> </ul> </li> <li>国指定等文化財補助対象経費から国庫補助金を差し引いた額に対して 1/2 以内</li> </ul>	
-----------------------	---	--

## 1 1 再生可能エネルギーの利用推進

### (1) 自ら講じようとする措置

事業名	事業内容
再生可能エネルギー等導入促進	<p>住宅や工場・事業所等への再生可能エネルギー設備等の導入を促進するため、以下の支援策を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用太陽光発電設備等導入資金（制度融資・金利1%）</li> <li>・事業用再生可能エネルギー設備等導入資金（制度融資・金利1.1%）</li> <li>・住宅用太陽光発電設備等「初期費用0円事業」・「共同購入事業」</li> <li>・事業用太陽光発電設備等「初期費用0円事業」・「共同購入事業」</li> <li>・再エネ導入支援事業費補助金</li> </ul>

### (2) 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容
地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業	<p>地方公共団体による地域の再エネ目標・脱炭素事業の検討や再エネ促進区域設定に向けたゾーニングの実施による計画策定に係る費用の一部を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 1/2～3/4</li> </ul>
水力発電の既存設備の増出力又は増電力量の可能性調査及び更新等事業(既存設備有効活用支援事業)	<p>既存水力発電所の設備更新・改造又は余力による増出力又は増電力量の可能性を調査する事業を行う者を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：国 2/3 以内</li> </ul>

<p>地域脱炭素移行 ・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）</p>	<p>再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体に対して、地域共生再エネ等の導入や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策の複合実施等を支援します。</p> <p>・補助率：国 1/3～2/3</p>
---	---

## 1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 自ら講じようとする措置

事業名	事業内容
地域振興調整費	<p>○地域振興事業</p> <p>振興局が、地域の課題に迅速かつ柔軟に対応し、地域の振興及び活性化を主体的に推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体 市町村又は団体等であり、知事が適当と認めた者</li> <li>・補助対象経費 補助事業の実施に要する経費で知事が必要と認めるもの ただし、人件費その他の経常的経費及び備品費は対象外</li> <li>・補助率 補助率 1/2 以内（原則）</li> <li>・補助上限 補助対象事業の内容、性格等を勘案し、予算の範囲内で知事が定める額</li> <li>・補助期間 補助金及び負担金の支出に関しては、同一事業主体による同一事業に対する支援期間は原則 1 年</li> </ul> <p>○住民センター等整備事業</p> <p>住民自治活動が活発に行われている地域の活動拠点となる住民センターの新設、全面改修、改修事業を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体 住民自治組織 ※新築、全面改築、床面積の変更を伴う改修については、法人格を有する認可地縁団体</li> <li>・補助対象経費 補助事業の実施に要する経費で知事が必要と認めるもの</li> <li>・補助率 補助率 1/2 以内</li> <li>・補助上限</li> </ul>

	<p>新設又は全面改築：300万円又は市町村補助額のうち少ない方の額</p> <p>改修：150万円又は市町村補助額のうち少ない方の額</p>
群馬県やま・さと応援隊活動調査	<p>中山間地域の活性化を図ることを目的として、若い視点や行動力、高い教養や専門性を持つ県内の大学等から企画提案を募集し、優れた提案をした大学等に「やま・さと応援隊」として業務委託し、群馬県やま・さと応援隊活動調査を実施します。</p>
官民共創スペース「NETSUGEN」の活用	<p>県庁32階の官民共創スペース「NETSUGEN」をハブとする県及び市町村担当者、民間企業等のネットワークにより、官民共創による地域課題の解決に向けた取組を展開します。</p>
市町村DX推進の支援	<p>県民と接点の多い市町村において、県民の利便性向上や地域のデジタル化を推進するため、市町村に対し、ICTツールの情報収集から調達、導入後の利活用まで含めた総合的なコンサルティングを実施します。</p> <p>また、市町村におけるニーズが高いICTツールやサービスの共同調達を行い、市町村の調達事務の負担軽減や、スケールメリットを生かしたコスト削減を図ります。</p>

## (2) 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容
地域活性化起業人制度の活用支援	<p>民間企業の持つ専門知識やノウハウ、人脈等を幅広く地域活性化に活用するため、地域活性化起業人制度活用に向けた情報提供や事例の横展開等の支援を行います。</p>
地域プロジェクトマネージャー制度	<p>外部専門人材や地域、行政、民間などが連携して取り組む重要プロジェクトを実施するため、関係者間の橋渡しをしつつプロジェクトをマネジメントする地域プロジェクトマネージャーの導入に向けた情報提供等の支援を行います。</p>

外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度	地域独自の魅力や価値の向上に取り組み地域力を高めるため、知見やノウハウを有する者を招へいする外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度の活用に向けた情報提供等の支援を行います。
----------------------	---

## 1 3 過疎市町村相互間の連絡調整、人的及び技術的援助その他 必要な援助

### (1) 自ら講じようとする措置

事業名	事業内容
地域支援員による市町村支援	<p>地域創生課員が振興局に駐在して、振興局や県庁各部局と連携しながら、地域発の取り組みに対し、地域に寄り添ったサポートを行います。</p> <p>(市町村への支援例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村のグランドデザイン、独自の施策等へのアドバイス（国の支援活用、先進・優良事例の提供等）</li> <li>○地方創生関係交付金（市町村分）の計画、申請の伴走支援</li> <li>○県の重点施策の情報共有の支援</li> <li>○市町村での民間活用の支援</li> <li>○地域振興施策の企画立案の支援、地域課題解決のための県内外好取組事例の横展開の支援等</li> </ul>
過疎・山村振興担当者会議・ヒアリング	<p>担当者会議やヒアリングを定期的を実施し、過疎・山村振興担当職員間での情報共有や活発な意見交換の場を設けることで、お互いに顔の見える関係性を築き、共通認識の醸成や事例の横展開を図ります。</p> <p>また、全国で先進的な地域活動に取り組んでいる講師を呼び講演会を開催することで、過疎市町村担当者が先進事例や地域の持続的発展に資する知見を学ぶ機会を提供します。</p>
パートナーシップ委員会	<p>県と市町村に共通する行政課題について、市町村からの課題提起を受けて、ワーキング・グループや会議を開催し、県と市町村が連携して行政課題の解決に向けた検討を行います。</p>

(2) 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容
定住自立圏構想に向けた取組	定住自立圏形成に向けては、各市町村や地域の判断、取組みを尊重し、丁寧な情報提供を行うとともに助言・伴走支援を行うなど、地域の自主的な取組みを支援します。